

令和5年度普通会計決算等について

1 概要

(1) 決算規模

歳入は8,095億円と前年度に比べ695億円の減（△7.9%）、歳出は7,567億円と前年度に比べ680億円の減（△8.2%）となり、歳入、歳出とも減少した。

歳入の主な増減：地方交付税（+24億円）、寄附金（+5億円）、分担金・負担金（+4億円）、国庫支出金（△442億円）、県債（△105億円）、繰入金（△70億円）、諸収入（△57億円）

歳出の主な増減：普通建設事業費（△121億円）、物件費（△116億円）、人件費（△106億円）、補助費等（△94億）、災害復旧事業費（△94億円）、積立金（△61億円）、公債費（△47億円）、貸付金（△35億円）

(2) 形式収支及び実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）は528億円で、このうち翌年度への繰越財源334億円を控除した実質収支は、195億円の黒字となった。

(3) 単年度収支及び実質単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3億円の赤字となり、積立金等を加味した実質単年度収支は30億円の黒字となった。

(4) 財政指標

経常収支比率は92.6%（R4:94.2%）と、普通交付税が増加したことなどにより、前年度に比べ、1.6ポイント減少した。

表1 収支の状況

(単位:百万円)

区分	R5 (決算)	R4 (決算)	比較増減
歳入総額 a	809,516	879,040	△ 69,524
歳出総額 b	756,669	824,677	△ 68,008
歳入歳出差引額 (形式収支) c (=a-b)	52,847	54,363	△ 1,516
繰越財源 d	33,382	34,590	△ 1,208
実質収支 e (=c-d)	19,465	19,773	△ 309
単年度収支 f	△ 309	2,157	△ 2,466
繰上償還金 g	2,000	4,553	△2,553
積立金 h	9,889	7,808	+ 2,081
積立金取崩額 i	8,593	12,757	△ 4,164
実質単年度収支 j (=f+g+h-i)	2,988	1,761	+ 1,227

注) 表中の計数はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、各計数と合計が合致しないものがある。(以下、同じ。)

2 歳入

(1) 自主財源と依存財源の割合

本県の歳入は、県税等の「自主財源」の割合が低く、地方交付税、国庫支出金、県債等の「依存財源」の割合が高い。

前年度と比較すると、寄附金の増加や国庫支出金の減少等により、自主財源の割合は46.1%に増加、依存財源の割合は53.9%に減少した。

(2) 県税

県税は、地方消費税譲渡割の減等により、前年度比5億円の減(△0.3%)となった。

(3) 地方交付税

地方交付税は、臨時財政対策債振替相当額の減等により前年度比24億円の増(+1.0%)となった。なお、実質的な普通交付税(普通交付税と臨時財政対策債の合計額)は、前年度比11億円の減(△0.5%)となった。

(4) 国庫支出金

国庫支出金は、いわて旅応援プロジェクト推進費(訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金)の減等により、前年度比442億円の減(△26.0%)となった。

(5) 繰入金

繰入金は、岩手競馬再生推進基金からの繰入金の減等により、前年度比70億円の減(△26.1%)となった。

(6) 諸収入

諸収入は、中小企業東日本大震災復興資金貸付金元金収入の減等により、前年度比57億円の減(△4.6%)となった。

(7) 県債

県債は、臨時財政対策債の減等により、前年度比105億円の減(△17.1%)となった。

表2 歳入(全体分)

(単位:百万円)

	R5		R4		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1 県税 *	168,354	20.8%	168,826	19.2%	△ 472	△ 0.3%
2 地方譲与税	26,500	3.3%	26,348	3.0%	+ 152	+ 0.6%
3 地方特例交付金	700	0.1%	703	0.1%	△ 2	△ 0.3%
4 地方交付税	232,717	28.7%	230,301	26.2%	+ 2,416	+ 1.0%
うち普通交付税	227,757	28.1%	225,158	25.6%	+ 2,599	+ 1.2%
うち特別交付税	4,052	0.5%	5,143	0.6%	△ 1,091	△ 21.2%
うち震災復興特別交付税	908	0.1%	-	-	+ 908	皆増
5 交通安全対策交付金	294	0.0%	330	0.0%	△ 35	△ 10.7%
6 分担金・負担金 *	3,208	0.4%	2,830	0.3%	+ 377	+ 13.3%
7 使用料・手数料 *	6,991	0.9%	7,350	0.8%	△ 359	△ 4.9%
8 国庫支出金	125,797	15.5%	170,001	19.3%	△ 44,204	△ 26.0%
9 財産収入 *	1,569	0.2%	1,412	0.2%	+ 157	+ 11.2%
10 寄附金 *	889	0.1%	397	0.0%	+ 492	+ 124.0%
11 繰入金 *	19,716	2.4%	26,696	3.0%	△ 6,980	△ 26.1%
12 繰越金 *	54,363	6.7%	59,243	6.7%	△ 4,880	△ 8.2%
13 諸収入 *	117,884	14.6%	123,620	14.1%	△ 5,737	△ 4.6%
14 県債	50,534	6.2%	60,984	6.9%	△ 10,450	△ 17.1%
うち臨時財政対策債	2,391	0.3%	6,063	0.7%	△ 3,672	△ 60.6%
歳入合計	809,516	100.0%	879,040	100.0%	△ 69,524	△ 7.9%
うち普通交付税+臨時財政対策債	230,148		231,221		△ 1,073	△ 0.5%

*は自主財源

注) 県税には、地方消費税清算金(清算後)を含む。

(県税=県税+地方消費税清算金(歳入)-地方消費税清算金(歳出))

自主財源と依存財源の割合

	R5		R4		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
自主財源	372,974	46.1%	390,374	44.4%	△ 17,400	△ 4.5%
県税	168,354	20.8%	168,826	19.2%	△ 472	△ 0.3%
その他	204,620	25.3%	221,548	25.2%	△ 16,928	△ 7.6%
依存財源	436,542	53.9%	488,666	55.6%	△ 52,124	△ 10.7%
地方交付税	232,717	28.7%	230,301	26.2%	+ 2,416	+ 1.0%
国庫支出金	125,797	15.5%	170,001	19.3%	△ 44,204	△ 26.0%
県債	50,534	6.2%	60,984	6.9%	△ 10,450	△ 17.1%
その他	27,494	3.4%	27,380	3.1%	+ 114	+ 0.4%
歳入合計	809,516	100.0%	879,040	100.0%	△ 69,524	△ 7.9%

表3 歳入(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R5		R4		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1一般財源等 (※1)	3,140	8.8%	4,118	6.0%	△ 978	△ 23.8%
2国庫支出金	6,195	17.4%	21,541	31.4%	△ 15,347	△ 71.2%
3繰入金	757	2.1%	983	1.4%	△ 226	△ 22.9%
4諸収入	25,277	71.1%	32,727	47.7%	△ 7,450	△ 22.8%
5県債	0	0.0%	339	0.5%	△ 339	△ 100.0%
6その他 (※2)	182	0.5%	8,843	12.9%	△ 8,661	△ 97.9%
歳入合計	35,551	100.0%	68,552	100.0%	△ 33,000	△ 48.1%

※1 一般財源等：震災復興特別交付税、特別交付税 等

※2 そ の 他：繰越金、寄附金 等

3 歳出

(1) 目的別

ア 目的別の歳出で最も構成比が高いのは教育費（17.4%）であり、次いで商工費（15.0%）、民生費（12.7%）の順となっている。

イ 農林水産業費は配合飼料価格安定緊急対策費補助の増等により前年度比27億円の増（+4.6%）となった。

一方、衛生費は新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助の減等により前年度比170億円の減（△21.6%）、教育費は退職手当の減等により前年度比104億円の減（△7.3%）となった。

表4-1 歳出・目的別(全体分)

(単位:百万円)

	R5		R4		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	1,352	0.2%	1,308	0.2%	+ 44	+ 3.4%
2総務費	46,315	6.1%	53,988	6.5%	△ 7,673	△ 14.2%
3民生費	96,029	12.7%	100,149	12.1%	△ 4,120	△ 4.1%
4衛生費	61,581	8.1%	78,573	9.5%	△ 16,992	△ 21.6%
5労働費	2,418	0.3%	2,416	0.3%	+ 2	+ 0.1%
6農林水産業費	62,058	8.2%	59,312	7.2%	+ 2,746	+ 4.6%
7商工費	113,510	15.0%	121,104	14.7%	△ 7,594	△ 6.3%
8土木費	77,032	10.2%	86,751	10.5%	△ 9,719	△ 11.2%
9警察費	27,045	3.6%	27,233	3.3%	△ 188	△ 0.7%
10教育費	131,922	17.4%	142,349	17.3%	△ 10,427	△ 7.3%
11災害復旧費	9,765	1.3%	19,135	2.3%	△ 9,370	△ 49.0%
12公債費	93,229	12.3%	97,958	11.9%	△ 4,730	△ 4.8%
13諸支出金	5	0.0%	7	0.0%	△ 2	△ 27.8%
14税関係交付金	34,408	4.5%	34,393	4.2%	+ 15	+ 0.0%
歳出合計(目的別)	756,669	100.0%	824,677	100.0%	△ 68,008	△ 8.2%

表4-2 歳出・目的別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R5		R4		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	-	-	-	-	-	-
2総務費	476	1.4%	1,041	1.6%	△ 565	△ 54.3%
3民生費	454	1.3%	753	1.2%	△ 299	△ 39.7%
4衛生費	473	1.4%	538	0.8%	△ 64	△ 12.0%
5労働費	72	0.2%	87	0.1%	△ 15	△ 17.0%
6農林水産業費	959	2.8%	4,215	6.5%	△ 3,256	△ 77.3%
7商工費	24,474	71.9%	29,565	45.3%	△ 5,091	△ 17.2%
8土木費	343	1.0%	11,850	18.1%	△ 11,507	△ 97.1%
9警察費	-	-	-	-	-	-
10教育費	1,412	4.1%	1,618	2.5%	△ 206	△ 12.7%
11災害復旧費	3,563	10.5%	13,170	20.2%	△ 9,607	△ 72.9%
12公債費	1,828	5.4%	2,462	3.8%	△ 635	△ 25.8%
13諸支出金	-	-	-	-	-	-
14税関係交付金	-	-	-	-	-	-
歳出合計(目的別)	34,054	100.0%	65,299	100.0%	△ 31,245	△ 47.8%

(2) 性質別

ア 義務的経費は、人件費が定年引上げに伴う退職手当の減等により前年度比106億円の減（△6.1%）、公債費が前年度比47億円の減（△4.8%）、扶助費が感染症予防費の減等により前年度比5億円の減（△3.4%）となっており、全体では前年度比158億円の減（△5.6%）となった。

イ 投資的経費は、普通建設事業費が三陸高潮対策事業費の減等により前年度比121億円の減（△10.3%）、災害復旧事業費が漁港災害復旧事業費の減等により前年度比94億円の減（△49.0%）となっており、全体では前年度比214億円の減（△15.8%）となった。

ウ その他の経費は、物件費が新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業費の減等により前年度比116億円の減（△25.9%）、補助費等が新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助の減等により前年度比94億円の減（△4.8%）となっており、全体では前年度比308億円の減（△7.6%）となった。

表4-3 歳出・性質別(全体分)

(単位:百万円)

	R5		R4		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	161,643	21.4%	172,199	20.9%	△ 10,556	△ 6.1%
扶助費	13,952	1.8%	14,449	1.8%	△ 497	△ 3.4%
公債費	93,165	12.3%	97,909	11.9%	△ 4,744	△ 4.8%
うち県債償還元金	85,712	11.3%	90,019	10.9%	△ 4,307	△ 4.8%
うち県債償還利子	7,451	1.0%	7,887	1.0%	△ 436	△ 5.5%
義務的経費 計	268,761	35.5%	284,557	34.5%	△ 15,796	△ 5.6%
普通建設事業費	104,932	13.9%	117,007	14.2%	△ 12,075	△ 10.3%
うち県単	23,226	3.1%	24,236	2.9%	△ 1,009	△ 4.2%
災害復旧事業費	9,765	1.3%	19,135	2.3%	△ 9,370	△ 49.0%
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-
投資的経費 計	114,696	15.2%	136,142	16.5%	△ 21,445	△ 15.8%
物件費	33,361	4.4%	45,008	5.5%	△ 11,647	△ 25.9%
維持補修費	15,781	2.1%	15,736	1.9%	+ 45	+ 0.3%
補助費等	185,886	24.6%	195,315	23.7%	△ 9,428	△ 4.8%
繰出金	7,122	0.9%	7,226	0.9%	△ 104	△ 1.4%
積立金	23,583	3.1%	29,697	3.6%	△ 6,114	△ 20.6%
投資・出資金	70	0.0%	63	0.0%	+ 7	+ 10.8%
貸付金	107,409	14.2%	110,933	13.5%	△ 3,524	△ 3.2%
その他 計	373,213	49.3%	403,979	49.0%	△ 30,766	△ 7.6%
歳出合計(性質別)	756,669	100.0%	824,677	100.0%	△ 68,008	△ 8.2%

表4-4 歳出・性質別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R5		R4		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	731	2.1%	867	1.3%	△ 136	△ 15.7%
扶助費	285	0.8%	306	0.5%	△ 21	△ 6.7%
公債費	1,828	5.4%	2,462	3.8%	△ 635	△ 25.8%
うち県債償還元金	1,770	5.2%	2,402	3.7%	△ 632	△ 26.3%
うち県債償還利子	58	0.2%	60	0.1%	△ 2	△ 4.0%
義務的経費 計	2,844	8.4%	3,635	5.6%	△ 791	△ 21.8%
普通建設事業費	50	0.1%	14,865	22.8%	△ 14,815	△ 99.7%
うち県単	50	0.1%	98	0.1%	△ 48	△ 48.7%
災害復旧事業費	3,563	10.5%	13,170	20.2%	△ 9,607	△ 72.9%
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-
投資的経費 計	3,613	10.6%	28,035	42.9%	△ 24,422	△ 87.1%
物件費	378	1.1%	411	0.6%	△ 33	△ 8.0%
維持補修費	-	-	-	-	-	-
補助費等	3,000	8.8%	4,002	6.1%	△ 1,002	△ 25.0%
繰出金	-	-	-	-	-	-
積立金	61	0.2%	165	0.3%	△ 104	△ 63.1%
投資・出資金	2	0.0%	1	0.0%	+ 1	+ 90.7%
貸付金	24,157	70.9%	29,051	44.5%	△ 4,894	△ 16.8%
その他 計	27,597	81.0%	33,628	51.5%	△ 6,032	△ 17.9%
歳出合計(性質別)	34,054	100.0%	65,299	100.0%	△ 31,245	△ 47.8%

4 各種財政指標の状況

	標準財政規模 (百万円)	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)
R5	390,646	0.35095	92.6	5.0
R4	391,048	0.35368	94.2	5.1
比較増減	△402	△0.00273	△ 1.6	△ 0.1

	県債現在高 (百万円)	積立基金現在高 (百万円)	うち財源対策3基金 (百万円)
R5	1,269,350	118,112	67,134
R4	1,304,527	111,574	62,844
比較増減	△35,177	+ 6,538	+ 4,290

注) 財源対策3基金とは、財政調整基金、県債管理基金、地域振興基金で、財源対策に活用できる基金。
(このうち、地域振興基金については、三陸・北いわて地域活性化推進積立金分を除く。)

5 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率については、いずれの指標も早期健全化基準には該当しない。

また、公営企業の経営健全化に関する判断比率である資金不足比率についても、経営健全化基準に該当しない。

○令和5年度決算に基づく各比率の値

(ア)健全化判断比率

実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
－(なし)	－(なし)	12.7	201.1

【参考】

	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0
財政再生基準	5.0	15.0	35.0	

※ 早期健全化基準以上の場合：財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等
財政再生基準以上の場合：財政再生計画の策定、地方債の制限 等

(イ)資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する判断比率)

資金不足比率(%)
－(各公営企業ともなし)

※ 各公営企業：港湾整備事業特別会計、県立病院等事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、流域下水道事業会計

【参考】

	資金不足比率(%)
経営健全化基準	20.0

※ 経営健全化基準以上の場合：経営健全化計画の策定、外部監査の要求 等

参考：用語解説

<p>標準財政規模</p>	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示すものである。</p> <p>標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額</p> <p>・標準税収入額等＝(イーロ＋ハーニ)×100／75－ハ＋ニ</p> <p>イ 基準財政収入額</p> <p>ロ 所得割(三位一体改革による税源移譲分)×0.25＋所得割(県費負担教職員の給与負担事務の権限移譲に伴う税源移譲分)×0.25＋地方消費税(引上げ分)×0.25</p> <p>ハ 道府県民税所得割臨時交付金＋分離課税所得割交付金</p> <p>ニ 地方譲与税(特別法人事業譲与税を除く)＋交通安全対策特別交付金</p>									
<p>財政力指数</p>	<p>基本的な財政需要に対する標準的な収入額の割合であり、財政の自主性、自由度を示している。</p> <p>財政力指数＝ $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3カ年平均</p> <p>基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の原則75／100の額とされている。</p> <p>基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行う場合に要する財政需要を示す額とされている。</p> <p>財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえることができる。</p>									
<p>経常収支比率</p>	<p>経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。</p> <p>この比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示しており、この比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。</p> <p>経常収支比率(%)＝ $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}+\text{減収補填債特例分}+\text{臨時財政対策債}} \times 100$</p> <p>※H12までは $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$</p>									
<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> <p>実質赤字比率(%)＝ $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(\text{なし})$</p> <p>・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、公債管理特別会計</p> <p>・実質赤字の額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="450 1617 1264 1718"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△ 19,558</td> <td>△ 19,854</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>390,646</td> <td>391,048</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R4	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 19,558	△ 19,854	標準財政規模	390,646	391,048
	R5	R4								
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 19,558	△ 19,854								
標準財政規模	390,646	391,048								

参考：用語解説（続き）

<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = - (\text{なし})$ <p>・連結実質赤字額：イとロの合計額がいとニの合計額を超える場合の当該を超える額 イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align:center">R5</th> <th style="text-align:center">R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結実質赤字額(△は黒字)</td> <td style="text-align:right">△ 53,044</td> <td style="text-align:right">△ 57,778</td> </tr> <tr> <td> 一般会計等</td> <td style="text-align:right">△ 19,558</td> <td style="text-align:right">△ 19,854</td> </tr> <tr> <td> 岩手県国民健康保険特別会計</td> <td style="text-align:right">△ 432</td> <td style="text-align:right">△ 1,475</td> </tr> <tr> <td> 岩手県港湾整備事業特別会計</td> <td style="text-align:right">△ 894</td> <td style="text-align:right">△ 921</td> </tr> <tr> <td> 岩手県立病院等事業会計</td> <td style="text-align:right">△ 11,777</td> <td style="text-align:right">△ 12,290</td> </tr> <tr> <td> 岩手県電気事業会計</td> <td style="text-align:right">△ 16,568</td> <td style="text-align:right">△ 19,772</td> </tr> <tr> <td> 岩手県工業用水道事業会計</td> <td style="text-align:right">△ 2,052</td> <td style="text-align:right">△ 1,759</td> </tr> <tr> <td> 岩手県流域下水道事業会計</td> <td style="text-align:right">△ 1,764</td> <td style="text-align:right">△ 1,708</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td style="text-align:right">390,646</td> <td style="text-align:right">391,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。</p>		R5	R4	連結実質赤字額(△は黒字)	△ 53,044	△ 57,778	一般会計等	△ 19,558	△ 19,854	岩手県国民健康保険特別会計	△ 432	△ 1,475	岩手県港湾整備事業特別会計	△ 894	△ 921	岩手県立病院等事業会計	△ 11,777	△ 12,290	岩手県電気事業会計	△ 16,568	△ 19,772	岩手県工業用水道事業会計	△ 2,052	△ 1,759	岩手県流域下水道事業会計	△ 1,764	△ 1,708	標準財政規模	390,646	391,048																		
	R5	R4																																															
連結実質赤字額(△は黒字)	△ 53,044	△ 57,778																																															
一般会計等	△ 19,558	△ 19,854																																															
岩手県国民健康保険特別会計	△ 432	△ 1,475																																															
岩手県港湾整備事業特別会計	△ 894	△ 921																																															
岩手県立病院等事業会計	△ 11,777	△ 12,290																																															
岩手県電気事業会計	△ 16,568	△ 19,772																																															
岩手県工業用水道事業会計	△ 2,052	△ 1,759																																															
岩手県流域下水道事業会計	△ 1,764	△ 1,708																																															
標準財政規模	390,646	391,048																																															
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。</p> $\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)-}}{\text{標準財政規模-}} \frac{\text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$ <p>（3ヵ年平均）</p> <p>・準元利償還金：イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align:center">R5</th> <th style="text-align:center">R4</th> <th style="text-align:center">R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方債の元利償還金</td> <td style="text-align:right">89,354</td> <td style="text-align:right">91,717</td> <td style="text-align:right">100,081</td> </tr> <tr> <td>地方債の準元利償還金</td> <td style="text-align:right">11,107</td> <td style="text-align:right">10,625</td> <td style="text-align:right">11,961</td> </tr> <tr> <td> イ</td> <td style="text-align:right">1,747</td> <td style="text-align:right">1,514</td> <td style="text-align:right">1,418</td> </tr> <tr> <td> ロ</td> <td style="text-align:right">9,076</td> <td style="text-align:right">8,801</td> <td style="text-align:right">9,881</td> </tr> <tr> <td> ハ</td> <td style="text-align:right">-</td> <td style="text-align:right">-</td> <td style="text-align:right">-</td> </tr> <tr> <td> ニ</td> <td style="text-align:right">283</td> <td style="text-align:right">310</td> <td style="text-align:right">662</td> </tr> <tr> <td> ホ</td> <td style="text-align:right">0</td> <td style="text-align:right">0</td> <td style="text-align:right">0</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td style="text-align:right">1,854</td> <td style="text-align:right">2,464</td> <td style="text-align:right">2,140</td> </tr> <tr> <td>元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> <td style="text-align:right">58,099</td> <td style="text-align:right">59,516</td> <td style="text-align:right">62,690</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td style="text-align:right">390,646</td> <td style="text-align:right">391,048</td> <td style="text-align:right">405,635</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率(3ヵ年平均)</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align:right">12.7%</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R4	R3	地方債の元利償還金	89,354	91,717	100,081	地方債の準元利償還金	11,107	10,625	11,961	イ	1,747	1,514	1,418	ロ	9,076	8,801	9,881	ハ	-	-	-	ニ	283	310	662	ホ	0	0	0	特定財源	1,854	2,464	2,140	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	58,099	59,516	62,690	標準財政規模	390,646	391,048	405,635	実質公債費比率(3ヵ年平均)			12.7%
	R5	R4	R3																																														
地方債の元利償還金	89,354	91,717	100,081																																														
地方債の準元利償還金	11,107	10,625	11,961																																														
イ	1,747	1,514	1,418																																														
ロ	9,076	8,801	9,881																																														
ハ	-	-	-																																														
ニ	283	310	662																																														
ホ	0	0	0																																														
特定財源	1,854	2,464	2,140																																														
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	58,099	59,516	62,690																																														
標準財政規模	390,646	391,048	405,635																																														
実質公債費比率(3ヵ年平均)			12.7%																																														

参考：用語解説（続き）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率という。

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = 201.1\%$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

【本県の状況】R5

(単位：百万円)

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ. に係るもの	1,280,263	43,082	48,438	628,069	560,675
ロ. に係るもの	808	-	83	65	660
ハ. に係るもの	52,610	-	-	24,904	27,707
ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
ホ. に係るもの	150,872	-	-	-	150,872
ヘ. に係るもの	37	-	-	-	37
ト. に係るもの	-	-	-	-	-
チ. に係るもの	-	-	-	-	-
リ. に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ. に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの	-	70,868	-	-	△ 70,868
合計	1,484,591	113,950	48,521	653,038	669,082
標準財政規模					390,646
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					58,099

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

【本県の状況】R4

(単位：百万円)

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ. に係るもの	1,314,815	38,772	50,453	659,221	566,369
ロ. に係るもの	674	-	140	112	422
ハ. に係るもの	56,320	-	-	26,508	29,811
ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
ホ. に係るもの	149,777	-	-	-	149,777
ヘ. に係るもの	64	-	-	-	64
ト. に係るもの	-	-	-	-	-
チ. に係るもの	-	-	-	-	-
リ. に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ. に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの	-	68,610	-	-	△ 68,610
合計	1,521,649	107,381	50,593	685,842	677,833
標準財政規模					391,048
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額					59,516

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

参考：用語解説（続き）

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = -(\text{なし}) \quad (\text{【本県の状況】に記した5会計全て})$$

・資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

【本県の状況】

(単位: 百万円)

	R5		R4	
	資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模
岩手県港湾整備事業特別会計 (法非適)	△ 894	247	△ 921	291
岩手県立病院等事業会計(法適)	△ 11,777	94,397	△ 12,290	94,843
岩手県電気事業会計(法適)	△ 16,568	7,223	△ 19,772	7,208
岩手県工業用水道事業会計(法適)	△ 2,052	870	△ 1,759	854
岩手県流域下水道事業会計(法適)	△ 1,764	4,264	△ 1,708	4,261

※ △は資金余剰